

# 米国におけるワイン・蒸留酒の容量規制の緩和

## 背景

- 米国内で流通可能なワイン及び蒸留酒は、連邦規則に基づき、特定の容量に限定される。
- 我が国は日本産酒類を四合瓶（720mL）、一升瓶（1.8L）等の容量で米国へ輸出できるよう要望。日米貿易協定（令和2年1月1日発効）に関するサイドレターにおいて、米国は容量規制の緩和に向けた手続を進める旨約束。
- サイドレターにおいて日本側が求めていた規制緩和のうち、蒸留酒に係る規制は令和2年12月に規制改正が完了しており既に流通可能となっていたが、ワインについては引き続き改正に向けた検討が行われることとされていた。

## 規則改正

- 令和7年1月8日（米国時間）、米国政府（財務省アルコール・たばこ貿易局）は連邦規則の改正を告示（同年1月10日発効）。
- 今回の規則改正により、同サイドレターで日本側が求めていた容量は全て流通可能となったほか、ワイン及び蒸留酒について同サイドレターで求めた容量以外の容量についても流通が可能となった。

※ 下表について、サイドレターにより日本側から要望していた容量のうち、既に流通可能となっているものは**水色マーカー**、今般の改正により追加されたものは**黄色マーカー**のとおり。

	米国で流通可能な容量	
	これまでに流通可能となっている容量	今回の改正で追加された容量
ワイン	50mL、100mL、187mL、200mL、250mL、 355mL、375mL、500mL、750mL、1L、1.5L、 3L ※3L超については偶数リットル	<b>180mL</b> 、 <b>300mL</b> 、330mL、 <b>360mL</b> 、473mL、 <b>550mL</b> 、568mL、600mL、620mL、700mL、 <b>720mL</b> 、 <b>1.8L</b> 、2.25L
蒸留酒	【缶以外】 50mL、100mL、200mL、375mL、 <b>700mL</b> 、 <b>720mL</b> 、750mL、 <b>900mL</b> 、1L、1.75L、 <b>1.8L</b> 【缶】 50mL、100mL、200mL、355mL	187mL、250mL、331mL、350mL、355mL、 475mL、500mL、570mL、700mL、710mL、 945mL、1.5L、2L、3L、3.75L ※ 本改正により、蒸留酒に係る容器の種別による 区分（缶、缶以外）が撤廃される。